

坂本登県議・公金詐取疑惑問題

真相尋ね公開質問 07年の選挙ポスター作成代

詐取したと告白・印刷作成業者

07年の県議選挙の際、公費負担された坂本登県議の選挙用ポスター作成代について、実際の作成代の約倍額に過大請求し公金を詐取していたとする作成した印刷業者の告白が当会に對してありました。これにより、坂本県議にも公金詐取疑惑が浮上。そこで、同県議や県に對し、4月8日、公開質問を行いました。

印刷業者の告白によると、公費負担される選挙ポスターの実際の作成代金は、52万0000円（消費税別）だったが、坂本議員に、それまでに作成していた印刷代金を含めた上、残余金があるようにしておけると言われ、枚数と単価を過大に請求したという。実際の作成枚数は800枚だったが、1200枚とする書類を坂本議員から渡され、それに従い単価

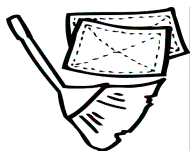
も650円だったのを850円にして請求。計102万円の公金を受領。それを、ポスター及び選挙関連の印刷代金の合計91万8855円（消費税込み）に充当。残金は業者が預かる形に。その後、坂本議員から受注作成したボーリング大会の賞品引換券などの印刷代に充当し、最終、残金は3万5145円に。昨年の9月頃、それを坂本議員に返却したという。

公費負担された102万円は、すでに昨年10月7日に坂本議員が印刷業者に代位する形でその全額が返納されていた。返納に際し坂本議員は、「公費負担対象外の経費が含まれていることが分かりました」としていましたが、しかし、坂本議員はその真相を明らかにしていません。そこで、坂本議員に、真相を明らかにするよう公開質問に及んだ次第です。坂本議員の回答期限は

4月30日でした。なお、この問題の調査する過程で、選挙運動収支報告書の虚偽記載や政務調査費の不正な計上の疑いが浮上しましたので、その関係でも質問しました。

県には、坂本議員が全額を返納した際、虚偽記載の疑いが生じたにもかかわらず真相解明をしていないので、何故しないのかなどを質しました。

県からの回答はありましたが、坂本県議からの回答は未だありません。



枚と。

畑中 800枚を1200枚に。単価も偽っています。

迫間 いくらと。

畑中 650円を850円に。

井上 なるほど、102万円になりますね。

阪谷 その公金請求は業者の単独では行えないのでしょうか。

坂本議員が発行

していた1200枚、102万

円とするポス

ター作成証明書

畑中 そうです。その

請求は、業者が単独では行えません。坂本議員が業者との間

で作成した契約書を

県選管に提出することになっていきます。

また、作成枚数1200枚とする確認申請は坂本議員がして

おりかつ、1200枚の102万円とす

るポスター作成証明書も坂本議員が発行することになっていきます。

井上 じゃ、共謀した

と十分に推測できま

すね。

畑中 それに、後で安くできたことが分かったというものではないのです。

迫間 ということは？

畑中 議員から、ポスター以外に作成していた印刷物の代金に

充てるため、そうするよう指示された、と業者は告白しています。

阪谷 普通に、発注する側の議員が主導し

たと考えるのが自然でしょう。

畑中 議員が行う手続

きを業者が勝手に行

えませんか。

阪谷 で、実際のポスター代を超える金額を業者にプールさせていたのですね。

プール金

後援会ニュース等の代金に充当

畑中 そうです。そして、そのプール金は、

他の印刷代金に充てられます。

井上 他の印刷物があったのですか。

迫間 当然、選挙の際にはポスター以外にもいろんな宣伝物が印刷されていますよ。

畑中 印刷業者によれば、ポスターを作成する前から依頼があり、まず、最初に、後援会ニュース2万枚を作成し納品した

ようです。

井上 その価格は？

畑中 17万6400円。次に、納品書に

は、後援会ニュースとしていたようすが事務所開き案内とする後援会の印刷物、当初2000枚、追加で3000枚作成したようです。

井上 その価格は？

畑中 4万6305円だそうです。

迫間 やけに詳しいですね。

阪谷 そりゃあ、現実には坂本議員から受注し、その作成物を納品した業者ですから、詳しいのは当然、でしょう。

畑中 納品書の写しや、作成物の現物も預かっていきます。

阪谷 それらは、本書に掲載できませんか？



公金のプール金が
充当されていた後
援会ニュースの表と裏
作成枚数2万枚
17万6400円
(消費税込み)

印刷作成業者が告白

坂本議員に指示されたことだと！

坂本登県議・公金詐取疑惑を語る

作成枚数と単価を過大に偽り、他の経費に充当

迫間 約倍額に過大請求したということですが。

畑中 そう2倍ですが。

実際の代金

54万6000円

を

102万円と

過大に請求

迫間 実際の代金は？

畑中 作成枚数が800枚の52万円、消費税の加算後の金額は54万6000円だったといえます。

阪谷 じゃあ、架空の上乗せ額は47万4000円になりますね。

井上 で、請求をどのように偽ったのですか。

畑中 まず、作成枚数を偽っています。

阪谷 公金請求には何

阪谷 坂本県議の07年の選挙ポスターを作成した印刷業者の、公費負担される同ポスター作成代を実際の代金の約2倍に過大請求し詐取していたとする告白が、当会にあったということですが、本当に、間違い不是吗？

畑中 はい、3月10日に来訪があり私が面談して聴取しました。井上 それが最初ですか？

畑中 印刷業者との面談はそれが最初ですが、2月中頃に、匿名で、疑惑があるという通報がありました。

迫間 そうなんですか。

畑中 で、その時、返納の動きはどうかと県に問い合わせをしました。公開請求をしてくれの一点ばりでしたので、公開請求したのです。

阪谷 で、分かったのですか。返納していたことが？

畑中 そうです。102万円の公費負担金

全額を、坂本議員が返納していたのです。

阪谷 紀伊民報という地方紙に、そのことが報道されていました。

畑中 その記事の中に、「水増し請求は公金

詐欺だ。お金を返したからといって許される問題ではない」とする私のコメントが掲載されました。それを業者が見て連絡してきたのです。

井上 それで、ですか。

プール金の残金でトラブルに！

迫間 動機、告白の動機ですが、分かりません。

畑中 プール金の残金でトラブルになったこと、坂本議員との間で昨年の9月ごろ

トラブルになったことが動機のようなのです。

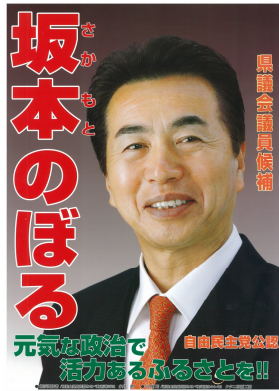
迫間 という。

畑中 過大請求して、ポスター代を超える部分を他の印刷代に充当したものの、なお残金があったようです。坂本議員は約17万円あったはずだと言いますし、業者は約3万5000円というところでトラブルに。

井上 なんと。

阪谷 悪いことはできませんね。

畑中 それで、不正と決別しようとするすべてを明らかにすることにしたようです。



と対象となった選挙用ポスター。実際には、800枚の52万円（消費税別）だった。

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

平成19年 3 月 27 日

平成19年4月8日執行
和歌山県議会議員一般選挙（日高郡 選挙区）
候補者 坂本登

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	和歌山県日高郡日高町通田 744-43 ワケニ印刷 丸谷 淳
作成枚数	1,200 枚
作成金額	1,200,000 円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	649

備考

1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 ポスター作成業者が和歌山県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、和歌山県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を助けて公費負担の対象となる収支及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 収 入
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数×2

(2) 限度額
ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合は
500×25円＝125,000円（ポスター掲示場数＝500）＝ 単 価（1円未満のポスター掲示場数は切り上げ）
単価×確認された作成枚数＝限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合は
557,115円＋26円73銭×（ポスター掲示場数－500）＝ 単 価（1円未満のポスター掲示場数は切り上げ）
単価×確認された作成枚数＝限度額

坂本議員発行のポスター
作成証明書
1200 枚 1,200,000 円と
記載されている。

もう少し低額に見直すべきです。

畑中 そのとおりです。枚数も単価も限度が高すぎます。

井上 確か、掲示板数の2倍が限度枚数ではなかったですか。

迫間 今回の坂本議員の場合の限度は？

畑中 枚数1298枚に、単価865円です。

迫間 だから実際には800枚で単価650円だったにもか

わらず偽ることが可能だったのですよ。

畑中 ですね。実際の大幅な余地があるから不正を誘発することになるのです。

阪谷 そもそも、掲示板数の2倍も認める必要はないですよ。

畑中 そうです。選挙期間が短くなり、すべての掲示板のポスターを張り替えることはまずないから。

阪谷 掲示枚数に30枚程度プラスした枚数

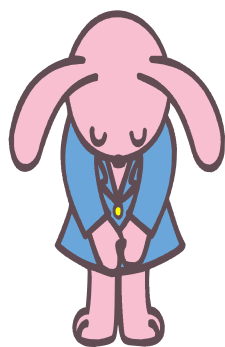
で十分じゃないですか。

畑中 いずれにしても、公金ですから、必要最低限に設定すべきです。

井上 このことに付随して畑中さんは、選挙運動収支報告書の虚偽記載の疑いや、政務調査費の収支報告書に不正な計上の疑いがあると指摘されていますが。

畑中 しています。しかし、その件は、回答を踏まえてお話したいと考えます。

阪谷 わかりました。それは、今回はこの辺で。



新年度にあたり会費のご請求をさせていただきます。

会費は1口2500円ですが、できる限り複数口のご送金のご協力をお願いします。

ご送金は、下記の銀行口座か、同封の郵便振替にてお送り下さい。

なお、領収書の発行を省かせていただいておりますので、ご送金された控えをご保管下さい。

領収証の必要な方はお手数かけますが事務局までご連絡下さい。

《ご送金先》

☆ きのくに信用金庫本店
普通預金 №0419585
名義 市民オンブズマンわかやま
事務局 じむきょくちょう 事務局長 畑中正好

☆ 郵便局
加入者名 市民オンブズマンわかやま
口座番号 00990 - 7 - 11007

新年度会費納入のお願い

プール金残金 議員に返還 坂本議員 小切手は受領拒否

畑中 分かりました。掲載するようにします。そして、ポスターを作成し、その後に、室内用などの大判ポスター等を13枚

作成したといえます。

井上 その代金は？

畑中 15万0150円です。これらが、選挙に関連して受注し作成した印刷物だそうですよ。

阪谷 とすれば、ポスター以外の代金の計は3万2855円(税込み)になります。

迫間 じゃ、合計額は

91万8855円になります。

畑中 ですね。

井上 とすれば、プール金残金は10万1145円になります。

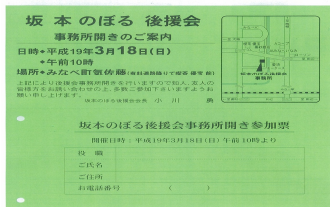
ボーリング大会の

賞品引換券印刷

代にも充当

畑中 その時点ではね。

その後にも、07、09年の間に毎年印刷した坂本議員のボーリ



ング大会商品引換券

及び県軟式野球連盟

日高支部表彰状の計、

6万6000円に充

当したと言います。

迫間 じゃあ、それも

差し引くと使途されずに残されていたプ

ール金は3万5145円。

畑中 と印刷業者は告

白しています。

井上 そのプール金は、いまだどんな形に？

畑中 トラブルになっ

た時に業者は、坂本議員に返そうと、昨年9月頃、小切手に

してもって行った。

行ったけれども、坂

本議員に、小切手では困るといわれたそ

うです。

井上 受け取れないとは言わなかったのですか。議員は。

畑中 現金にしてくれ、現金なら受け取る、

と言ったそうです。

阪谷 小切手だと、証拠が残ると考えたので

でしょうか。

迫間 あり得ますね。

井上 で、結局は。

畑中 現金を郵送して返却したようです。

公金のプール金が充当されていた印刷物
後援会の事務所開きのご案内と記載されている。
作成枚数計5000枚
4万6305円

刑事処分は

処分保留で

不起訴

阪谷 刑事事件になっ

たということも聞きました。

畑中 はい。どちらも

取調をうけたようです。

井上 処分は。

畑中 どちらも不起訴になったようです。

処分保留で。

阪谷 じゃあ、嫌疑は

あったと言うこと、



公金のプール金が充当されたていた印刷物
第6回ボーリング大会
の商品引換券
この券は3年間作成したという。
3回分計3万6000円

ですよ。

井上 政治家の処分はもっと厳しくしてほしいですね。もっと、厳しく。

迫間 私も、返却で、済ましてはならない問題と思います。市民の代表たる政治家ですから。

畑中 もっともです。

阪谷 私達は3年前にも選挙費用の公費負担に関することを追及しました。その時にも思ったことですが、負担される限度額が高額に過ぎます。

当面の予定

5月16日 PM 4:00～
ニュース発送作業日
5月24日 AM 11:00～
県議政務調査費違法支出金返
還請求住民訴訟の裁判
5月25日 PM 6:00～
第1回全員会議
6月27日 PM 4:00～
編集会議
7月19日 PM 4:00～
ニュース発送作業日
7月27日 PM 6:00～
第2回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

3月15日に行われた裁判では、和解の協議が行われました。しかし、相手方は、一律の割合の和解額に同意できないとする意向を示しました。

今回は、5月24日午前11時からです。

個人会員募集

当会では、地方行政の不正、不当な行為を監視し、これを是正する活動を行っています。会員を広く募集しています。一緒になって活動して下さい。方、趣旨に賛同して下さい。是非、ご加入ください。

会費 年会費一口2500円
入会の手続き

事務局(畑中)あてまで
ご連絡ください。

TEL 073-433-12241

次回会員会議のご案内

日 時 5月25日(水)午後6時～

場 所 和歌山市勤労者総合センター

(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい